

町田市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 ( 2 0 1 5 年 ) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例

町田市保健所関係手数料条例（平成22年12月町田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中142の項を148の項とし、128の項から141の項までを6項ずつ繰り下げ、127の3の項を133の項とし、127の2の項を132の項とし、同表127の項中「第5条第2項」を「第5条の3第2項」に改め、同項を同表131の項とし、同表126の項中「第5条第1項」を「第5条の3第1項」に改め、同項を同表130の項とし、同表125の項の次に次のように加える。

126 食品製造業等取締条例第5条第1項の規定に基づく弁当等人力販売業許可申請手数料	1件につき 8,800円
127 食品製造業等取締条例第5条第2項の規定に基づく弁当等人力販売業許可更新申請手数料	1件につき 5,400円
128 食品製造業等取締条例第5条の2第1項の規定に基づく弁当等人力販売業許可済証交付申請手数料	1件につき 1,400円
129 食品製造業等取締条例第5条の2第3項の規定に基づく弁当等人力販売業許可済証再交付申請手数料	1件につき 1,100円

### 附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

町田市保健所関係手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	金額	名称	金額
略	略	略	略
<u>126</u> 食品製造業等取締 条例第5条第1項の規定 に基づく弁当等人力販売 業許可申請手数料	1件につき 8,800円		
<u>127</u> 食品製造業等取締 条例第5条第2項の規定 に基づく弁当等人力販売 業許可更新申請手数料	1件につき 5,400円		
<u>128</u> 食品製造業等取締 条例第5条の2第1項の 規定に基づく弁当等人力 販売業許可済証交付申請 手数料	1件につき 1,400円		
<u>129</u> 食品製造業等取締 条例第5条の2第3項の 規定に基づく弁当等人力 販売業許可済証再交付申 請手数料	1件につき 1,100円		
<u>130</u> 食品製造業等取締 条例第5条の3第1項の 規定に基づく食品製造業 等許可申請手数料	業種ごとに 13,200 円	<u>126</u> 食品製造業等取締 条例第5条第1項の規定 に基づく食品製造業等許 可申請手数料	業種ごとに 13,200 円
<u>131</u> 食品製造業等取締 条例第5条の3第2項の 規定に基づく食品製造業 等許可更新申請手数料	業種ごとに 7,800円	<u>127</u> 食品製造業等取締 条例第5条第2項の規定 に基づく食品製造業等許 可更新申請手数料	業種ごとに 7,800円
<u>132</u> 略	略	<u>127の2</u> 略	略
<u>133</u> 略	略	<u>127の3</u> 略	略
<u>134</u> 略	略	<u>128</u> 略	略
<u>135</u> 略	略	<u>129</u> 略	略
<u>136</u> 略	略	<u>130</u> 略	略

町田市保健所関係手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
<u>137</u> 略	略	<u>131</u> 略	略
<u>138</u> 略	略	<u>132</u> 略	略
<u>139</u> 略	略	<u>133</u> 略	略
<u>140</u> 略	略	<u>134</u> 略	略
<u>141</u> 略	略	<u>135</u> 略	略
<u>142</u> 略	略	<u>136</u> 略	略
<u>143</u> 略	略	<u>137</u> 略	略
<u>144</u> 略	略	<u>138</u> 略	略
<u>145</u> 略	略	<u>139</u> 略	略
<u>146</u> 略	略	<u>140</u> 略	略
<u>147</u> 略	略	<u>141</u> 略	略
<u>148</u> 略	略	<u>142</u> 略	略